

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈350番地の1

氏 名 株式会社高野環境  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 高野 清隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



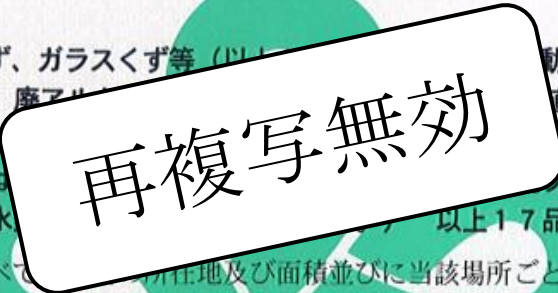
許 可 の 年 月 日 平成 30 年 8 月 24 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 35 年 8 月 23 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、植物性残さ、ゴムくず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等以上17品目 以下余白



2. 積替え又は保管を行うすべての場所所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 5年 8月24日 更新許可
- 平成 10年 8月24日 更新許可
- 平成 13年 10月 3日 変更許可により取扱品目（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん）の追加
- 平成 15年 8月24日 更新許可
- 平成 16年 8月10日 変更許可により取扱品目（ゴムくず）の追加
- 平成 20年 8月24日 更新許可
- 平成 25年 8月24日 更新許可
- 平成 30年 2月19日 変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記

(以下裏面記載)

平成30年 8月24日 更新許可  
以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・  無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第6

無

再複写無効

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の北筑後保健福祉環境事務所で行ってください。